

第5章 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

第1節 化学物質の環境リスク評価

1 化学物質の環境中の残留実態の把握の推進

化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用す

ることを目的として、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進強化していきます。

2 化学物質の環境リスク評価の推進

化学物質の利用拡大に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図るため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進します。なお、環境リスクの評価

に当たっては、内分泌かく乱作用や複合影響、高感受性や高濃度ばく露集団への影響といった観点も有害性評価に含めた上での実施に向けて取り組みます。

第2節 化学物質の環境リスクの管理

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査・規制制度を引き続き着実に運用するとともに、化学物質の安全性に関する試験・評価方法の確立等の基盤整備を行います。また、平成17年に開始したJapanチャレンジプログラム

(官民連携による取組)の中間評価を実施し、本プログラム等を通じた既存化学物質等の安全性点検を一層加速するとともに、収集した情報を国民に対し分かりやすく発信します。

2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

PRTR制度については、国及び地方公共団体が連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所のデータ開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表を行う等、同制度を引き続き円滑に運用していきます。また、化学物質排出把握管理促進法の見直しに関する関係審議会による中間取りまとめを踏まえ、対象物質・対象事業者・届

出事項の見直しや、届出・推計データの多面的利用の促進等、制度の見直しと運用の改善等を検討し、必要な措置を講じます。

MSDS(化学物質等安全データシート)制度については、事業者がMSDSの適切な交付・提供を行うよう、引き続き周知を図ります。

3 ダイオキシン類問題への取組

(1) ダイオキシン類対策特別措置法の施行

平成17年に変更した国の削減計画等に基づき、特定施設に対する規制措置の徹底等を図るとともに、環境中のダイオキシン類の存在状況を常時的に把握し、環境基準及び規制基準の設定・見直し等の的確な実施を図るため、都道府県等が行う常時監視結果の取りまとめ・公表を引き続き行います。

一般国民が立ち入ることができ、かつ土壤環境基準を超過した地域に対し、対策地域の指定、対策計画の策定等の必要な措置が早急に講じられるよう、都道府県等に助言します。また、対策計画に基づき都道府県等が実施するダイオキシン類による土壤の汚染の除去等の対策について、都道府県等が負担する経費への助成を引き続き実施します。

このほか、臭素系ダイオキシン類についても、リスク評価実施に向けその毒性やばく露実態に関する知見の収集・整理を行います。さらに、大気、水質等の環境中濃度や、ダイオキシン類を排出する可能性のある施設からの排出実態を把握します。

(2) その他の取組

ダイオキシン類の各種環境媒体や食物を通じたばく露等に関する最新の情報を収集し、ダイオキシン法に基づく**耐容一日摂取量**を始めとした各種基準等に係る科学的知見の一層の充実を図ります。

排出インベントリーの更新を行う等、施策の効果を把握するとともに、いまだ明らかになっていない発生源からの排出実態や発生源と環境中の濃度との関連等についての新たな科学的知見をさら

に充実させ、必要な対策について検討します。

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、測定に係る精度管理を推進するため、受注資格審査を行います。また、ダイオキシン類の測定及び分析技術の向上を図るため、地方公共団体の公的検査機関の技術者に対する研修を進めます。

また、底質・土壌の簡易測定法について、導入に向けた検討を引き続き進めます。

環境、生物、人体等におけるダイオキシン類の汚染状況等について、関係府省の連携の下で実態把握を行います。

河川においては、「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル（案）」及び「底質のダイオキシン類対策技術資料集」に基づき、また港湾においては、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」及び「港湾における底質ダイオキシン類分解無害化処理技術データブック」に基づき、引き続きダイオキシン類対策を推進します。さらに、港湾・河川事業共通の新たな技術基準や処理工法については「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」に基づき推進します。

ダイオキシン類の発生抑制のため、廃棄物等の減量化やリサイクル対策を推進するとともに、廃棄物の最終処分 of 適正な在り方について一層の充実を図るため、引き続き埋立地内におけるダイオキシン類の長期的挙動の把握等に努め、必要な措置を講じていきます。

国民に対して、ダイオキシン問題についての理解と協力を得るため、調査研究や技術開発の成果を公開する等、関係府省が協力して各種取組を進めます。

4 農薬のリスク対策

農薬取締法に基づき、**農薬登録保留基準**及び農薬を使用する者が遵守すべき基準等について適宜設定等を行うとともに、その基準設定を適切に行うために必要な基礎的知見の集積を図り、農薬登録保留基準の充実に向け更なる検討を進めます。特に、水産動植物の被害防止に係る改正農薬登録保留基準について引き続き個別農薬ごとの基準値

の設定を行うとともに、平成18年8月に施行された水質汚濁に係る改正農薬登録保留基準の各基準値について設定に向けた検討を進めます。

また、**特定農薬**の指定の検討及び農薬使用基準の遵守状況の確認を行っていきます。

さらに、農薬による陸域生態リスクの評価手法の確立、農薬飛散による周辺住民等に及ぼすリス

ク評価・管理手法の開発調査、市街地で使用実績の多い農薬等をモデルとした吸入毒性評価手法の

確立調査、農薬の環境中への残留等各種調査研究を行います。

第3節 小児環境保健への取組

環境リスク（化学物質、生活環境等）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、小児環境保健に関する調査研究を「小児環境保健重点プロジェクト」として推進していきます。

今後、子どもを胎児期から12歳あたりまで追

いかける出生コホート（追跡）調査を新たに立ち上げることにしており、平成20年度からは、全国数か所で調査実施可能性を検討するための予備調査（フィージビリティ調査）を実施します。

第4節 化学物質に関するリスクコミュニケーション

化学物質やその環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニケーションの推進を図るため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「化学物質環境残留実態調査を読み解くための市民ガイドブック」及び「化学物質ファクトシート」の配布、ホームページによる内分泌かく乱作用、

PRTRデータ等に関する最新情報の提供やeラーニング機能の提供等を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニケーションに関する情報の整備に努めるとともに、「化学物質と環境円卓会議」といった場の提供を行います。また、化学物質アドバイザー派遣・育成事業の充実を図り、対話を推進します。

第5節 国際的動向と日本の取組

平成18年2月に採択された**国際化学物質管理戦略（SAICM）**について、国内対応の検討を進めるとともに、アジア太平洋地域の対応にも積極的に貢献します。**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）**については、国内実施計画に基づく措置を着実に講ずるとともに、POPs条約の有効性評価のための活動の積極的な支援、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催等により国際協力に貢献します。**PIC条約**については、引き続き着実に履行します。**化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）**については、その実施に向けた取組を着実に進めます。

UNEP等において地球規模での汚染防止対策が検討されている水銀、鉛、カドミウム等の有害金属については、引き続き排出量の把握、環境モニ

タリング、製品中の有害金属も含めたフローの把握等の調査研究を進めるとともに、国際的な議論に積極的に貢献します。**OECD**における環境保健安全プログラムについては、化学物質安全性試験手法の開発の推進や、OECD加盟各国で大量に生産されている化学物質（HPV化学物質）に係る安全性点検プログラムに対応した安全性点検・評価を加速するとともに、工業ナノ材料作業部会の活動にも、積極的に貢献します。

欧州（EU）において段階的に施行されている**REACH**を始めとした諸外国の化学物質規制に関する情報を収集し、国民や産業界等に向けて発信します。また、「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」を定期的開催する等、日中韓三カ国における化学物質管理の連携・協力を推進します。

第6節 国内における毒ガス弾等に係る対策

茨城県神栖市については、地下水モニタリングを継続するとともに、コンクリート様の塊の撤去を行った地点の周辺において、高濃度の有機ヒ素化合物に汚染された地下水に係る対策を推進します。また、緊急措置事業の対象者について、健康診査及び医療費等の給付を実施し、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候や病態の解明を図ります。

神奈川県寒川町、平塚市及び千葉県習志野の事案については、土地改変時の安全確保のための注意事項を示した土地改変指針に基づき、毒ガス弾

等による被害を防ぐ対策を実施します。

また、平塚市については、引き続き地下水のモニタリングを実施し適切な環境管理を行います。

毒ガス弾の可能性ある砲弾が発見された千葉市の事案について、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て必要な各種調査等を実施します。

環境省毒ガス情報センターにおいては、関係省庁及び地方公共団体の協力を得ながら、継続的に情報収集を行い、集約した情報や一般的な留意事項をパンフレットやホームページ等を通じて周知を図ります。